

令和 8 年度
事業計画書 (抄)

自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 9 年 3 月 3 1 日

一般財団法人 自動車検査登録情報協会

< 部門別の事業計画等 >

1 証明書情報管理事業

(1) 証明書情報管理業務

- ① 行政機関での自動車検査登録手続に必要とされる証明書情報の報告を行うため、民間証明書発行機関(利用者)から電子化された証明書情報の提供を受け、システムによる適切な集約、管理する業務を確実に実施する。
- ② 利用者から提供を受けた電子化された証明書情報を行政機関に対して報告する業務を確実に実施する。
- ③ 利用者本人からの証明書情報の状況照会や操作手順等の問合せに対して適切な回答を行う。
- ④ 利用者の負担軽減を図る観点から引続きコストの削減に努め、システム更改に要する費用等を踏まえた利用料金について検討する。
- ⑤ 小型二輪・軽二輪車OSSの普及に向けて、完成検査終了証等の管理業務を確実に実施し、国土交通省や二輪メーカー等と利用拡大に向けた調整を進める。

(2) 自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)への協力

- ① OSSに関係する申請者等からの問合せに確実に回答するとともに、問合せ内容等の分析を通じてさらなる利便性向上と安定的な運用に努める。
- ② 国土交通省が進めるOSSの利用拡大に協力するため、OSSの普及と利用拡大を目指して、各団体等の求めに応じ、OSSや関連システムの利用に関する周知活動や相談に協力する。
- ③ 軽自動車のOSS申請について、関係団体と連携してその利用拡大施策に協力する。
- ④ 中古譲渡証の実施に協力し、中間登録OSSの利用拡大に努める。
- ⑤ 継続検査OSSのさらなる利用拡大を図るため、国土交通省や(一社)日本自動車整備振興会連合会等の協力を得て整備事業者への働きかけを進める。

(3) 自動車情報管理システムの安定稼働

自動車情報管理システム(AIRAS)の安定稼働に努めるとともに、必要に応じて自動車関係団体等へ自検協のノウハウやシステム等を提供するなどの協力を行う。

(4) 自動車情報管理システムの更改等

自動車情報管理システム(AIRAS)について、令和10年1月の国土交通省のシステム更改や利用者利便を踏まえて、検討を進める。

2 情報処理提供事業

(1) 閲覧サービス

利用者が登録事項等証明書（現在証明）相当の内容を、インターネットを通じて、パソコン画面等で閲覧できるサービスを提供する。

(2) 情報提供サービス

- ① 利用者からの自動車登録情報提供の申込みに対して、利用者のニーズに合致する情報の内容及び提供方法について提案を行うとともに、これに基づき国土交通大臣に対する承認申請を行う。
- ② 国土交通大臣から承認を受けて提供された情報を、利用者に対して電子データとして提供する。
- ③ 国土交通省自動車登録関係住所コードに対応した郵便番号を提供する。
- ④ 利用者の負担軽減を図る観点から引続きコストの削減に努めるとともに、今後の利用料金のあり方について検討する。

(3) 情報提供サービスの利用拡大に向けた取り組み

自動車メーカーや自動車販売会社等の業界に広く情報提供サービス活用の周知活動を行う。また、情報提供サービスの一層の利用拡大を図るため、現状の利用実態の精査・分析や利用者ニーズ等を調査・把握して、更なる利用拡大に向けた検討を行う。

(4) 自動車検査登録情報提供システムの安定稼働、改修等

自動車検査登録情報提供システム（A I R I S）の安定した稼働に努めるほか、国土交通省システムの仕様変更や利用者利便向上、業務効率化を図るために必要なシステムの改修等を行う。また、令和10年1月に予定している次期システム更改に向けて本格的な検討を進める。

(5) 業務システムの改修等

より一層のサービス向上や更なる業務効率化を図るために入金管理システム等の改修を行う。

3 先進安全自動車（ASV）装置情報提供事業

A S V装置の一つである衝突被害軽減ブレーキについて、新車出荷時における装着情報をデータベース化し、損保会社等からの照会に対して回答する業務を確実に実施する。

4 自動車登録等の適正化推進活動

自動車の変更登録、移転登録、自動車検査証の記載事項の変更申請の確実な実施を図るため、国土交通省並びに当協会をはじめとする自動車関連13団体で構成する自動車登録等適正化推進協議会を通じて、引き続き自動車の変更登録等の手続の励行について啓発活動を実施する。

5 自動車安全対策等への協力事業

- (1) 国土交通省及び不正改造防止推進協議会（自動車関係団体等で構成）、自動車点検整備推進協議会（同）が実施する「不正改造車を排除する運動」及び「自動車点検整備推進運動」に協力する。
- (2) （公財）日本自動車輸送技術協会が行う自動車の性能や安全性を確保及び保証するための試験研究事業等に協力する。
- (3) 自動車基準認証国際化研究センター（JASIC）が行う自動車基準認証制度等の国際化推進活動に関する事業に協力する。

6 公益的活動への協力事業

- (1) （公財）交通遺児等育成基金が行う交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的とする支援事業に協力する。
- (2) （公財）自動車情報利活用促進協会、（一社）自動車情報基盤整備機構等が行うOSS申請の利用拡大に向け連携を図る。
- (3) 継続OSSのさらなる利用拡大を図るため、国土交通省や（一社）日本自動車整備振興会連合会等の協力を得て整備事業者への継続OSSの働きかけを進める。

7 統計事業

- (1) 自動車保有車両数統計書（国土交通省統計）の作成、頒布
 - ① 令和8年版の自動車保有車両数統計書（令和8年3月末現在）として「市区町村別」、「形状別」、「諸分類別」の各年報について令和8年10月中旬を目途に作成、頒布する。

なお、「市区町村別」は、利用者の要望に応じて電子データ版を作成、頒布する。

- ② 令和8年1月から同12月までの各月末における自動車保有車両数の月報について当該統計月末の約70日後を目途に作成、頒布する。
- (2) 自動車保有車両数統計書（自検協統計）の作成、頒布
- 令和8年版の自動車保有車両数統計書（令和8年3月末現在）として「自検協統計（燃料別、積載量別、排気量別他）」、「輸入車」、「初度登録年別」の各年報について令和8年10月中旬を目途に作成、頒布する。
- なお、「輸入車」、「初度登録年別」については、利用者の要望に応じて電子データ版を作成、頒布する。
- (3) 個別保有統計データの提供
- 当協会が開発した自動車保有統計システムにより、利用者のニーズに応じた個別の自動車保有統計を電子データで提供する。
- (4) 公開している統計情報の充実
- 現在、ホームページで公開している統計情報について、利用者の一層の利便を図る観点から、必要に応じて見直しを行う。
- (5) 自動車保有統計システムの改修等
- より一層のサービス向上、更なる業務効率化を図るために自動車保有統計システムの改善等の検討を進める。

8 調査研究

- (1) O S Sの利用促進に向けた調査研究
- 中間登録O S Sや更なる継続検査O S S等の利用拡大に向けて、行政機関、関係団体、事業者やN T Tデータの協力を得て利用の実態や要望意見を把握し、中間登録を含めたO S S関連業務の利便向上を図るシステムの開発等も含めて必要となる具体的な対応策について検討を進める。
- (2) 自動車関連情報の利用拡大に関する調査研究
- デジタル化の加速など自動車社会を取り巻く環境の変化を踏まえて、利用実態や必要なニーズを把握し、自動車関連情報の新たな活用方法や利用拡大について調査、検討を進める。

9 個人情報保護活動等

当協会は、個人情報の適切な取扱いを行っている事業者に付与される「プライ

バシーマーク」の認定を平成15年から受けているところであるが、今年度も情報管理の徹底を図るべく引き続き監査の実施や役職員研修会を実施することにより、個人情報保護活動の適格な運用及び情報セキュリティ管理に努める。